



# タケダ・サプライヤー行動規範

Version 1.0

June 24, 2015

# 目次

1.0 はじめに&適用範囲.....	2
2.0 関係法令およびサプライヤー行動規範の遵守 .....	3
3.0 ビジネス慣行 .....	3
4.0 動物保護.....	4
5.0 データプライバシー.....	4
6.0 人権、労働および雇用慣行、安全衛生.....	4
7.0 環境.....	6
8.0 マネジメントシステム.....	7

## 1.0 はじめに&適用範囲

230年を超える歴史で培った基本精神である「タケダイズム」（誠実：公正、正直、不屈）に基づき、タケダはミッションとして「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」を掲げ、事業を展開しています。

世界各地でタケダに高品質の製品やサービスを日々提供してくれるサプライヤーは、同ミッションの実現を支援するという非常に重要な役割を担っています。タケダサプライヤー行動規範（以下「サプライヤー行動規範」）は、タケダの成功と持続的な成長に不可欠なサプライヤーとの関係、および以下に対するタケダのコミットメントとの整合を確保することを目的とします。

1. 常に患者さんを中心に考える
2. 社会と信頼関係を築く
3. レピュテーションを高める
4. ビジネスを成長させる

また、CSR（企業の社会的責任）に対するコミットメント、ならびに国連グローバル・コンパクト（[www.unglobalcompact.org](http://www.unglobalcompact.org)）参加企業という立場に基づき、本サプライヤー行動規範は、人権、労働基準、環境、および腐敗防止で構成される、広く認められた10原則を遵守するというタケダの方針を支えています。さらに、Pharmaceutical Supply Chain Initiative（PSCI）の一員として、製薬業界の持続可能性に対する社会および産業界の期待に沿うとともに、サプライヤーとも協調していきます。従って、本サプライヤー行動規範は、PSCI原則にも一致しています。

タケダはグローバルに事業を展開していることから、持続可能な財とサービスの調達を確保することは極めて重要です。タケダは、タケダに対するサービス、製品あるいは財の提供に際して、あるいはそれ以前に存在する可能性がある、レピュテーション、持続可能性、事業の継続、コンプライアンス、および倫理関連のサプライヤーリスクに対応していきます。

タケダはサプライヤーに対して、適用される法的要件を遵守するとともに、本サプライヤー行動規範に記載された事項に応じていただくことを期待します。

タケダは、本サプライヤー行動規範に記載された原則の遵守状況について、サプライヤー評価を実施し、サプライヤーに対し、特定された問題の是正を含めて協力を求めます。リスク管理と長期的かつ持続可能な価値創出という目標の下、タケダは、特定された課題の改善に取り組んでいただけるサプライヤーと協働していきます。

**適用範囲**：本規範は、財およびサービスを提供する、または提供する予定の個人、団体および企業（以下「サプライヤー」）に適用されます。当該財およびサービスには以下が含まれますが、これらに限定されません：原料、製造委託、賦形剤、仕入商品、包装材、物流（配送、倉庫）、備品、機械および消耗品、マーケティングおよび広告代理店、印刷、市場調査、トラベル関連サービス、会議およびイベントサービス、ITハードウェア、ソフトウェアおよび関連サポートサービス、専門的サービス（コンサルタント、派遣労働）、車両、設備、財務、および人事関連の一般管理サービス、クリニカルリサーチサービス、研究業務、委託開発サービス、およびタケダならびに関係会社と子会社の卸売業者、入札業者、販売代理店として活動するビジネスパートナー。

## 2.0 関係法令およびサプライヤー行動規範の遵守

サプライヤーは、その事業に適用される法律、規則、規制、業界基準および国内の倫理基準、ならびに本サプライヤー行動規範を遵守しなければならない。

## 3.0 ビジネス慣行

サプライヤーは、倫理的な方法で誠実に事業活動を遂行しなければなりません。以下に具体的内容を示します。

### 3.1 贈収賄、リベート、不正支払および他の腐敗行為

サプライヤーは、政府関係者または公務員、政党、あるいは個人に対し、ビジネスの獲得または保持、当該人物または団体の活動あるいは意思決定に対する不適切な影響の行使、あるいは個人、顧客、企業、または企業代表者の活動に対する違法な影響の行使など、不適切な利益を得るために、直接的または第三者を通して間接的に賄賂または有価物を提供しない。サプライヤーは、実際の取引および支払を示す正確かつ明白な記録を残さなければならない。サプライヤーは、ビジネスまたは対政府関係において、賄賂を受け取ったり、他の違法な勧誘に関与しない。

### 3.2 公正な競争および独占禁止

サプライヤーは、公正かつ活発な競争の下で適用されるすべての独占禁止法に準じて事業を展開する。サプライヤーは、正確かつ信頼性のある広告を含む公正なビジネス慣行を採用する。

### 3.3 利益相反

サプライヤーはタケダの経営陣に対し、利益相反と見なされるまたは実際の利益相反を開示しなければならない。タケダの経営陣は、明白なまたは実際の利益相反について検討し、利益相反を容認する場合には、当該決定を文書化しなければならない。個人的な利益または行動が、タケダの最適かつ目標とする利益のための行動に影響を及ぼすかあるいは影響を及ぼすと思われる場合に利益相反が生じる。タケダの従業員またはタケダが契約している専門家がサプライヤーの事業に何らかの利害を有する、あるいはサプライヤーと何らかの経済的関係を有する場合、サプライヤーはその旨をタケダに開示すべきである。

### 3.4 贈答品および接待

タケダとビジネスを行う上で、贈答品および接待の提供は不要である。タケダは公正かつ客観的な基準に基づいてサプライヤーを選定し、個人的な関係に基づいて有利な取扱いをしない。タケダは、サプライヤーまたは他の取引相手に対し、違法または不適切な利益（金銭、物品、接待、贈答品、その他有価物）を求めたり、受け取ったりしない。

### 3.5 懸念事項の特定

すべての従業員は、報復、脅迫、あるいは嫌がらせなどを恐れずに、職場における懸念事項または違法行為を報告することを推奨されている。サプライヤーは調査を実施し、必要に応じて是正措置を講じるべきである。サプライヤーとその従業員は、タケダと当該サプライヤーの取引関係に関する懸念事項を、ウェブサイト（[www.Takeda.EthicsPoint.com](http://www.Takeda.EthicsPoint.com)）にて秘密かつ匿名でタケダに報告することができる。

## 4.0 動物保護

動物は人道的に扱い、苦痛やストレスを最小限に抑えることとする。サプライヤーは、画期的な分析方法の活用、使用する動物数の削減、あるいは手順の改善による苦痛の最小限化により、動物実験の必要性の低減に取り組むべきである。科学的に妥当であり、規制当局の許可が得られる場合には、代替策を用いるべきである。

## 5.0 データプライバシー

サプライヤーは、適用されるデータ保護法（タケダに代わってサプライヤーが収集または処理する個人情報の機密性に該当するプライバシーおよび機密保護を含む）に準じた方法で運用することとする。サプライヤーは、偶発的、不正な、あるいは違法な個人情報の喪失、破棄、改ざん、開示、使用またはアクセスから個人情報を確実に保護するための、適切な組織構造および手順を備えるものとする。これには、技術的かつ組織的なセキュリティ対策、ならびにこれら要件への準拠確認に関する規則および手順が含まれる。サプライヤーは国境を越えるデータ送信に関する法律を遵守しなければならない。

## 6.0 人権、労働および雇用慣行、安全衛生

サプライヤーは、従業員および患者を含むタケダのステークホルダーの人権を尊重し、威厳と尊敬をもって処遇することに尽力するものとする。サプライヤーは、タケダに対するサービス、製品、または財の提供過程において、人身売買および奴隷制度にかかわる法規制を含む人権事項に関する法律を遵守しなければならない。

### 6.1 自由な選択による雇用

サプライヤーは、強制労働、奴隷または年季奉公労働、あるいは不本意な囚人労働を行なわせないこととする。

## 6.2 児童労働および若年労働者

サプライヤーは児童労働を行わせないこととする。18歳未満の若年労働者の雇用は、危険労働または夜間労働では認められない。国内の法定雇用年齢以上の、あるいは規定の義務教育終了年齢を超えた若年労働者についてのみ、雇用が認められる。

## 6.3 差別撤廃

サプライヤーは、適用される雇用関連の法令を遵守し、嫌がらせや差別のない職場を提供するものとする。サプライヤーは、人種、皮膚の色、年齢、性別、性的指向、民族性、障害、宗教、政治団体所属、組合加入、配偶者の有無、または法律で禁じられている他の理由に基づいて個人を差別しないものとする。

## 6.4 公正な処遇

サプライヤーは、苛酷かつ非人道的な処遇（従業員に対する性的嫌がらせ、性的虐待、身体的懲罰、精神的または身体的強要、暴言による虐待を含む）の無い、ならびに係る処遇の恐れのない職場を提供するものとする。

## 6.5 賃金、給付、労働時間

サプライヤーは、適用される賃金に関する法律に準じて、最低賃金、時間外賃金、および社会保障などの法定給付などを支払うこととする。

サプライヤーは、国内法および社内規則で規定された、超過勤務の時間と金額を含む支給基準を適時に従業員へ伝えることとする。賃金からのいずれの控除も、妥当かつ従業員の明確な理解が得られており、また適用法により認められている範囲であるべきである。

サプライヤーは、適切な休憩時間および十分な休暇を提供し、最長労働時間に関する適用法および合意を尊重すべきである。

## 6.6 結社の自由

サプライヤーは、従業員および／または従業員の代表者とのオープンなコミュニケーションと協議を促し、職場および賃金関連の問題解決を図るべきである。

サプライヤーは、国内法の規定に基づき、結社の自由、労働組合への加入、代表の選出、および労働者評議会への参加に関する従業員の権利を尊重することとする。従業員は、報復、脅迫、あるいは嫌がらせなどを恐れることなく、労働条件について経営陣とオープンに対話することができることとする。

## 6.7 安全衛生

サプライヤーは、サプライヤーが提供する住居を含め、安全かつ衛生的な労働環境を提供するものとする。サプライヤーは、安全衛生に関するすべての適用法令を遵守しなければならない。

### 6.8 従業員保護

サプライヤーは、職場および会社提供の住居における化学的、生物学的、物理的危険、および肉体的な負担が大きい任務および環境（極度の高温または低温など）から従業員を守ることをとする。

### 6.9 プロセス安全

サプライヤーは、化学物質または他の物質の重大な放出を防止または抑制するためのプログラム（火事や爆発の防止プログラムを含む）を備えることとする。

### 6.10 緊急時への備えと対応

サプライヤーは、職場および会社提供住居における緊急事態を特定および評価し、緊急時計画および対応手順を実施することにより、潜在的影響を最小限に抑えることとする。

### 6.11 危険情報

危険物質（医薬品化合物および医薬品中間体を含む）に関する安全情報を提供し、教育および訓練を行い、潜在的危険から従業員を保護することとする。係る安全情報は、サプライヤーの職場で一般的に使用される言語で作成された**Safety Data Sheet (SDS)**などの文書として入手可能にすることとする。

サプライヤーは、必要に応じて、タケダおよびその物流・保管委託先を含むバリューチェーン内の他のビジネスパートナーと適切な意思疎通を図り、危険の適切な開示と管理を確保することとする。

### 6.12 安全かつ衛生的な職場施設

サプライヤーの職場施設（トイレ、食堂、および宿泊施設など）は安全、清潔かつ衛生的であり、従業員の基本的なニーズを満たすものとする。また、従業員には飲料水ならびに飲料水へのアクセスが提供されるべきである。

## 7.0 環境

サプライヤーは、環境に関して責任ある態度で効率的に業務を行い、環境に対する悪影響を最小限に抑えるものとする。サプライヤーは、天然資源を節約し、可能な限り有害物質の使用を回避し、再利用およびリサイクルプログラムの促進に向けた活動をステークホルダー（従業員、地域社会など）と展開することが推奨される。

### 7.1 環境に関する許認可

サプライヤーは、適用される環境に関するすべての規則を遵守するものとする。義務付けられた環境関連のすべての許可、ライセンス、登録情報、および制約事項を取得し、それらの運用および報告上の要件を遵守するものとする。

### 7.2 廃棄物および排出ガス

サプライヤーは、廃棄物、排気、排水の安全な処理、移送、保管、リサイクル、再利用、または管理を確保するためのシステムを備えることとする。人体もしくは環境に悪影響を

及ぼす可能性のある廃棄物、排水、または排気は、環境に放出する前に適切に管理、制御および処理することとする。

### 7.3 危険有害物質の流出と放出

サプライヤーは、環境への偶発的な流出および放出を防止および軽減するためのシステムを備えることとする。

### 7.4 環境効率

サプライヤーは、エネルギーの節約ならびに水不足地域における水消費量の低減に向けた対策を講じるとともに、定期的に事業関連の温室効果ガス排出量を測定および報告するよう努めることとする。

## 8.0 マネジメントシステム

サプライヤーは、マネジメントシステムを使って継続的な改善と、本サプライヤー行動規範の期待に対するコンプライアンスを促進するものとする。マネジメントシステムの要素を以下に挙げる。

### 8.1 コミットメントと責任

サプライヤーは、適切なリソース配分により、本文書に規定された事項に対するコミットメントを示すこととする。

### 8.2 リスクマネジメント

サプライヤーは、本サプライヤー行動規範の対象分野においてリスクを特定および管理する仕組みを備えることとする。

### 8.3 正確な記録と文書

サプライヤーは、これらの期待に対するコンプライアンスと適用される規則への遵守を示すために必要な正確な記録と文書を維持することとする。これら基準の遵守状況の確認要請に応じて、記録がタケダまたはタケダが指名する監査人による監査に提供されることとする。記録は判読可能かつ明確であり、実際の取引および支払を示していなければならない。サプライヤーは、記録を隠匿したり、記載を忘れたり、虚偽の記載をしてはならない。

### 8.4 研修と能力開発

サプライヤーは、これらの期待に応えるべく、経営陣および従業員の知識、技能および能力を適切なレベルに到達させるための研修プログラムを備えるものとする。

### 8.5 継続的改善

サプライヤーには、パフォーマンス目標の設定、実施計画の実行、および内部または外部評価により特定された不備に対する是正措置の調査、実行およびマネジメントレビューを通じて、本サプライヤー行動規範の要素に関する継続的な改善が期待される。